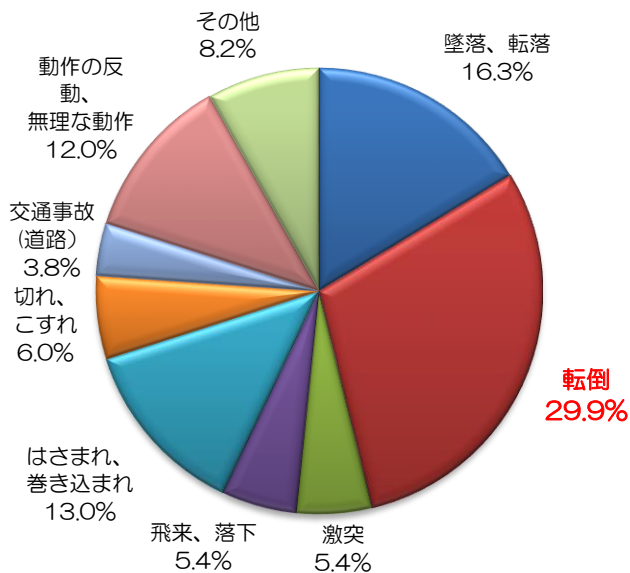




令和2年の労働災害発生状況

業種 (13次防重点業種)	発生年	令和2年9月末		
	令和元年 (確定値)	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業	290(0)	184(0)	±0	—
製造業	75	47	+7	17.5%
建設業	37	37	+10	37.0%
土木工事業	13	6	-5	-45.5%
建築工事業	18	22	+8	57.1%
その他建設業	6	9	+7	350.0%
陸上貨物運送事業	40	23	-2	-8.0%
林業	2	4	+2	100.0%
小売業	38	17	-6	-26.1%
社会福祉施設	30	16	-7	-30.4%

【災害の傾向（事故の型別）】



10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

～ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて年次有給休暇の取得を促進～

厚生労働省では、年次有給休暇（以下「年休」）の計画的付与制度※の導入も含め、年休を取得しやすい環境整備を推進するため、毎年10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、集中的な広報活動を行っていきます。

年休は、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議で策定された「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、2020年（令和2年）までに、その取得率を70%とすることが目標として掲げられています。しかし、2018年（平成30年）に52.4%と2014年（平成26年）以降、増加傾向にはあるものの、依然として政府が目標とする70%とは大きな乖離があります。

このような中、労働基準法が改正され、2019年（平成31年）4月から、使用者は、法定の年休付与日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日間、年休を確実に取得させることが必要となりました。年休の計画的付与制度を導入することは、年休の取得を推進するとともに、労働基準法を遵守する観点からも重要になります。

厚生労働省では、この制度改正を契機に、計画的付与制度の一層の導入も含め、年休を取得しやすい環境整備が図られるよう、周知広報に努めていきます。

※「年次有給休暇の計画的付与制度」

年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば計画的に年次有給休暇の取得日を割り振れる制度。
(労働基準法第39条第6項)



フォークリフトによる労働災害防止対策について！

最近、フォークリフトによる災害が多発しており、従来からの接触災害に加え、労働者を昇降させての災害、フォークの爪で荷を吊っての災害など、明らかに法令違反（用途外使用）を伴う災害も発生しております。

フォークリフトの使用に当たっては、法令で一定のルールが決められておりますので、下記のポイントをご確認の上、安全作業に留意いただくとともに、職場内の再確認をお願いします。

【フォークリフトでの災害事例】

事故の型	発症事例
墜落・転落	高所に荷物を荷積みするため、パレット上に労働者と荷物を乗せて上昇した時、バランスを崩して墜落した。（用途外使用）
墜落・転落	フォークリフトの爪に板を敷き、作業員を乗せ上昇、高所にある配線の調整作業を行っていた時、足を踏み外して墜落した。（用途外使用）
飛来・落下	帯を通した機械部品をフォークリフトの爪に掛け、吊った状態で部品下部の研磨作業を行っていた時、フォークリフトの爪から帯が外れ、機械部品が落下し指を挟んだ。（用途外使用）
はさまれ・巻き込まれ	フォークリフトでの荷下ろし作業中、荷下ろしの補助者がフォークリフトが完全に停止したのを確認しないまま近づきフォークリフトに足を踏まれた。
はさまれ・巻き込まれ	フォークリフトでパレットに積んだ袋詰めされた土を運搬し、所定の置き場にフォークリフトの爪を下した時、補助をしていた作業員の手が荷と置き場との間で挟まれた。
激突され	停止していたフォークリフト運転者と別の労働者が会話を終え、労働者がフォークリフトから離れたと思いフォークリフトを発進させた時、実際には離れていなかった労働者に激突した。

災害防止のポイント

- フォークリフトを荷のつり上げ、労働者の昇降等、主たる用途以外の用途に使用しない。
- フォークリフトの運行経路や作業方法を定めた作業計画を作成し、これに基づき作業を行う。
→ 計画内容は関係労働者に周知！
- 作業指揮者を定め、作業計画に基づいた作業の指揮を行わせる。

※単独作業の場合は不要！



- フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分する。
- 運転中のフォークリフト又はその荷に接触するおそれのある個所に労働者を立ち入らせない。
労働者を立ち入らせる場合は誘導者を配置しフォークリフトを誘導させる。
- 法令で定められた点検を確実に実施する。（年次点検、月次点検、作業開始前点検）

※フォークリフト作業に関する関係法令の詳細、労働安全衛生規則第151条の2～第151条の26

宮城県最低賃金《改定のお知らせ》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **825** 円
令和2年10月1日から！

（9月30日までは時間額824円）



最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

※詳しくは、宮城労働局労働基準部賃金室（022-299-8841）又は当署監督課に確認してください。

労基署は「転ばぬ先の杖」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112